○職員の勤務時間等に関する規則

平成７年11月1日
規則第10号

改正	平成９年８月１日	規則第３号	平成29年２月７日	規則第１号
	平成11年３月５日	規則第１号	令和元年７月16日	規則第３号
	平成11年８月２日	規則第９号	令和６年12月24日	規則第２号
	平成14年７月31日	規則第３号	令和７年５月29日	規則第８号
	平成18年３月１日	規則第１号	令和８年２月９日	規則第３号
	平成21年７月31日	規則第３号	令和８年３月４日	規則第５号
	平成24年12月20日	規則第４号	令和８年10月６日	規則第11号

（趣旨）

第１条　この規則は、職員の勤務時間等に関する条例（平成７年但馬広域行政事務組合条例第13号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間）

第２条　条例第２条第３項の１日につき規則で定める時間は、７時間45分とする。

２　前項に規定する勤務時間の割振りは、午前８時30分から午後５時15分までとする。

３　任命権者は、条例第２条第５項の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、１回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

４　条例第２条の２の規則で定める勤務時間は、３時間30分を下回らず、４時間15分を超えない時間とする。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第２条の２　任命権者は、職員に時間外勤務（条例第２条の３第１項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第２条の３　任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

⑴　次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア　イに掲げる以外の職員　次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア）　１箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ）　１年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ　１年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員　次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア）　１年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ）　ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、管理者が定める期間において管理者が定める時間及び月数

⑵　他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業

務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員　次のアからエまでに定める時間及び月数

ア　１箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ　１年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ　１箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の１箇月、２箇月、３箇月、４箇月及び５箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる期間の１箇月当たりの平均時間について80時間

エ　１年のうち１箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について６箇月

２　任命権者が、特例業務（大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該を超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。管理者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。

３　任命権者は、前項の規定により、第１項各号規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保の最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る１年の末日の翌日から 起算して６箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うものとする。

４　前３項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、管理者が定める。

（育児又は介護を行う職員の範囲）

第２条の４　条例第２条の４第１項の当該子を養育することができるものとして規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　条例第２条の４第１項の深夜（以下「深夜」という。）において就業していない者（深夜における就業日数が１月に３日以下の者を含む。）であること。

⑵　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該請求に係る子（条例第２条の４第１項において子に含まれるとされる者を含む。第２条の９第５項各号、第２条の10第６項及び第７項、第10条、第17条、第21条、第26条、別表第２及び別表第４において同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。

⑶　８週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である者又は産後８週間を経過しない者でないこと。

（時差出勤勤務に係る勤務時間の特例）

第２条の５　任命権者は、公務の運営上必要と認めるとき、及び職員が時差出勤を申し出た場合であって公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間の区分により職員に対して時差出勤勤務を命ずることができる。

⑴　午前８時から午後４時45分まで

⑵　午前９時から午後５時45分まで

（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第２条の６　条例第２条第５項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第２条の７　条例第２条の３第１項の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

（育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第２条の８　条例第２条の４第１項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の４第１号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員（児童の親その他の同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

２　条例第２条の４第３項に規定する規則で定める時間は、１月について24時間、１年について150時間とする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第２条の９　条例第２条の４第１項の規定による請求（以下「深夜勤務制限の請求」という。）は、任命権者が定める深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間（６月以内の期間に限る。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、任命権者に対し、深夜勤務制限開始日の１月前までにしなければならない。

２　任命権者は、深夜勤務制限の請求があったときは、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

３　任命権者は、前項の規定による通知後において公務の正常な運営を妨げることとなる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該深夜勤務制限の請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

４　任命権者は、深夜勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

５　深夜勤務制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

⑴　当該請求に係る子が死亡したこと。

⑵　当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。

⑶　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。

⑷　当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第２条の４第２項に規定する者に該当することとなったこと。

６　深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限終了日とする請求であったものとみなす。

７　前２項の場合において、職員は、遅滞なく、第５項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

８　前条第４項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第２条の10　条例第２条の４第２項又は第３項の規定による請求（以下「時間外勤務制限の請求」という。）は、任命権者が定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務（条例第２条の３第１項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をいう。以下同じ。）の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（１年又は１年に満たない月を単

位とする期間に限る。）を明らかにして、任命権者に対し、時間外勤務制限開始日の前日までにしなければならない。この場合において、条例第２条の４第２項の規定による請求に係る期間と同条第３項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

２　任命権者は、時間外勤務制限の請求があったときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該職員に対し通知しなければならない。

３　任命権者は、時間外勤務制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して１週間を経過する日（以下「１週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から１週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

４　任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

５　任命権者は、時間外勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

６　時間外勤務制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

⑴　当該請求に係る子が死亡したこと。

⑵　当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。

⑶　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。

７　時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

⑴　前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

⑵　当該請求に係る子が、条例第２条の４第２項の規定による請求にあっては３歳（満３歳の誕生日）に、同条第３項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達したこと。

８　前２項の場合（前項第２号に掲げる場合を除く。）において、職員は、遅滞なく、第６項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

９　前条第５項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第２条の11　第２条の９及び第２条の10（第２条の９第５項第４号及び第２条の10第７項第２号を除く。）の規定は、条例第２条の４第４項において準用する同条第１項又は第３項の規定により職員が同条第４項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する場合の深夜における勤務又は時間外勤務の制限について準用する。この場合において、第２条の９第１項中「条例第２条の４第１項」とあるのは「条例第２条の４第４項において準用する同条第１項」と、同条第５項第１号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第２号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、当該請求をした職員の親族」と、同項第３号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第６項中「前項各号」とあるのは「前項第１号から第３号まで」と、同条第７項中「第５項各号」とあるのは「第５項第１号から第３号まで」と、同条第８項中「第４項」とあるのは「第２条の11において準用する第２条の９第４項」と、第２条の10第１項中「条例第２条の４第２項又は第３項」とあるのは「条例第２条の４第４項において準用する同条第３項」と、同項中「ならない。この場合において、条例第２条の４第２項の規定による請求に係る期間と同条第３項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあ

るのは「ならない」と、同条第６項第１号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第２号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消、離縁等により、当該請求をした職員の親族」と、同項第３号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第９項中「第５項」とあるのは「第２条の11において準用する第２条の10第５項」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第３条　条例第３条の規定による休憩時間は、12時から13時までとする。

（休息時間）

第４条　任命権者は、できる限り、おおむね４時間の連続する正規の勤務時間ごとに、15分の休息時間を置かなければならない。この場合において、休息時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいてはならない。

２　前項の休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

（代休日の指定）

第５条　条例第５条第２項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする８週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

２　任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

３　代休日の指定の手続きに関し必要な事項は、任命権者が定める。

（年次有給休暇）

第６条　条例第７条第１項第１号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

⑴　斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等で、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一であるものをいう。以下同じ。）　20日に斉一型短時間勤務職員の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数

⑵　不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等で、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）　155時間に条例第２条第１項及び第２項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間45分を１日として日に換算して得た日数

２　条例第７条第１項第２号の規則で定める日数は、当該職員の在職期間に応じ、別表第１の１の日数表に掲げる日数（育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、別表第１の２に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）とする。

３　条例第７条第１項第３号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

⑴　国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第９条の２各号に掲げる法人

⑵　前号に掲げる法人のほか、管理者がこれらに準ずる法人であると認めるもの

４　条例第７条第１項第３号の規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

５　前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない

ものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、管理者が別に定めるものとする。

第６条の２　次の各号に掲げる場合において、１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第７条第１項第１号又は第２号に掲げる日数に同条第２項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

⑴　育児短時間勤務職員等以外の職員が１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合　勤務形態の変更後における１週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における１週間の勤務日の日数で除して得た率

⑵　育児短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

⑶　斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を７時間45分とみなした場合の１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

⑷　不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合　勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を７時間45分とみなした場合の１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

（年次有給休暇の単位）

第６条の３　年次有給休暇の単位は、１日又は半日（育児短時間勤務職員等にあっては、１日）とする。ただし、特に必要があると認められるときは、１時間を単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、１日又は１時間とする。

３　半日を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合には、２回をもって１日とし、１時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって１日とする。

⑴　次号から第４号までに掲げる職員以外の職員　８時間

⑵　育児休業法第10条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等　次に掲げる

規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に定める時間数

ア　育児休業法第10条第１項第１号　４時間

イ　育児休業法第10条第１項第２号　５時間

ウ　育児休業法第10条第１項第３号又は第４号　８時間

⑶　斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）　勤務日ごとの勤務時間の時間数（１時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）

⑷　不斉一型短時間勤務職員（第２号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。）　８時間

（年次有給休暇の繰越し）

第７条　条例第７条第２項の規則で定める日数は、一の年度における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数（１日未満の端数があるときは、これを１日の年次有給休暇の残日数とした日数）、20日を超える職員にあっては20日とする。

２　前項の規定にかかわらず、年次有給休暇及び特別休暇以外の休暇並びに欠勤、休職及び停職により、その年の勤務すべき日の８割以上勤務しなければ年次休暇の繰越しは、行わない。

（病気休暇）

第８条　条例第８条に規定する病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合を除き、90日を超えることはできない。

（特別休暇）

第９条　条例第９条の規則で定める特別休暇の種類及び期間は、別表第２に定めるところによるものとする。

（骨髄等提供休暇）

第10条　骨髄提供休暇は、職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときにおける休暇とする。

（ボランティア休暇）

第11条　ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

⑴　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

⑵　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって管理者が定めるものにおける活動

⑶　前２号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

（結婚休暇）

第12条　結婚休暇は、職員が婚姻する場合で、結婚式、旅行その他婚姻に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

２　結婚休暇の期間は、婚姻の日の５日前の日から当該婚姻の日後１年（任命権者が管理者の承認を得て別に期

間を定める場合は、その期間）を経過する日までの間において連続する期間とする。

（生理休暇）

第13条　生理休暇は、生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合における休暇とする。

（不妊治療休暇）

第14条　不妊治療休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

２　不妊治療休暇は、１日又は１時間を単位とする。

（妊娠中のつわり休暇）

第15条　妊娠中のつわり休暇は、妊娠中の女性職員がつわりのため勤務することが著しく困難であると認められる場合における休暇とする。

２　つわり休暇は、１日又は１時間を単位とする。

（妊娠中の通勤緩和休暇）

第16条　妊娠中の通勤緩和休暇は、妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等から指導を受けた場合における休暇とする。

（男性職員の育児参加休暇）

第17条　男性職員の育児参加休暇は、職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

２　男性職員の育児参加休暇は、１日又は１時間を単位とする。

（妊娠中又は出産後の通院休暇）

第18条　妊娠中又は出産後の通院休暇は、妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合における休暇とする。

（産前休暇）

第19条　産前休暇は、８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合における休暇とする。

（産後休暇）

第20条　産後休暇は、女性職員が出産した場合における休暇とする。

（育児休暇）

第21条　育児休暇は、生後１年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合における休暇とする。

２　男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員が前項の休暇を使用しようとする日における同項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間とする。

（配偶者出産休暇）

第22条　配偶者出産休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

２　配偶者出産休暇は、職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの間において１日又は１時間を単位とする。

（忌引休暇）

第23条　忌引休暇は、職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

２　忌引休暇の期間は、死亡した親族に応じ別表第４の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間とする。

（父母の祭し休暇）

第24条　父母の祭し休暇は、職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（夏季休暇）

第25条　夏季休暇は、職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　夏季休暇の期間は、一の年の６月から９月までの期間内（任命権者が勤務の特殊性その他の事情により特に必要があると認める場合には、あらかじめ管理者の承認を得て定める期間内）において連続する期間とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、１日単位で分割することができる。

（子の看護等休暇）

第26条　子の看護等休暇は、12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止、同法第20条の規定による学校の休業その他これらに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これらに準ずる式典をいう。）への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　子の看護等休暇は、１日又は１時間を単位とする。

（短期介護休暇）

第27条　条例第２条の４第４項に規定する要介護者の介護又は通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　短期介護休暇は、１日又は１時間を単位とする。

（介護休暇）

第28条　条例第10条第１項のその他の規則で定める者は、次に掲げる者（第２号に掲げる者にあっては、職員と同居している者に限る。）とし、同項の規則で定める期間は２週間以上の期間とする。

⑴　祖父母、孫又は兄弟姉妹

⑵　職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が管理者の承認を得て定めるもの

２　条例第10条第１項に規定する職員の指定の申出は、同項に指定する指定期間（以下「指定期間」という。）の

指定を希望する期間の初日及び末日を書面に記載して任命権者に対し行わなければならない。

3　任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第６項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4　職員は、第２項の申出に基づき前項若しくは第６項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第６項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を書面に記載して、任命権者に対し申し出なければならない。

5　任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第３項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6　第３項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第２項の申出に基づき第３項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第５項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第42条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7　指定期間の通算は、暦に従って計算し、１月に満たない期間は、30日をもって１月とする。

第29条　介護休暇の単位は、１日又は１時間とする。

2　１時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ４時間（当該介護休暇と要介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第30条　介護時間は、30分を単位とする。

2　育児休業条例第18条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、１日につき２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（休暇の日数及び期間の計算）

第31条　条例第６条第１項に規定する休暇の日数及び期間の計算は、次の基準による。

⑴　年次有給休暇の日数には、週休日、条例第２条の５第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間が指定された日、休日及び代休日を含まない。

⑵　病気休暇、特別休暇（第25条第１項に規定する夏季休暇を除く。）及び介護休暇の期間には、週休日、条例第２条の５第１項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を含むものとする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第32条　条例第11条の規則で定める特別休暇は、第19条に規定する産前休暇及び第20条に規定する産後休暇とする。

第33条　任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第36条第１項において同じ。）の請求について、条例第８条に定める場合又は第10条から第26条までに定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第34条　任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第10条第１項又は第10条の２第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（年次有給休暇の届出）

第35条　年次有給休暇の付与を受けようとする職員は、あらかじめ時季を指定した書面を任命権者に届け出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ届け出られなかった場合には、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

（病気休暇及び特別休暇の請求等）

第36条　病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して、任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

２　第19条に規定する産前休暇を受けようとする女性職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して、任命権者に申し出なければならない。

３　第20条に規定する産後休暇を受けようとする女性職員は、速やかにその事由、期間等を書面に記載して、任命権者に届け出なければならない。

（介護休暇及び介護時間の請求）

第37条　介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して任命権者に請求しなければならない。

２　前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、１回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、２週間以上の期間（当該指定期間が２週間未満である場合その他の任命権者が定める場合には任命権者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

（休暇の承認の決定等）

第38条　第36条第1項又は前条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、速やかに、承認するかどうかを決定するものとする。

２　任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認められるときは、医師の診断書その他書類の提出を求めることができる。

（条例第10条の３第２項の規則で定める期間）

第39条　条例第10条の３第２項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が１歳11箇月に達する日の翌々日から２歳11箇月に達する日の翌日までの１年間とする。

（報告）

第40条　管理者は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

（その他）

第41条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この規則は、平成７年11月１日から施行する。

附　則（平成９年８月１日規則第３号）

１　この規則は、平成９年８月１日から施行する。

２　改正後の職員の勤務時間等に関する規則第８条第１項の規定は、この規則施行の日において、現に欠勤中の

職員で、その欠勤日数が引き続き120日を超えないものから適用する。

附　則（平成11年３月５日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年８月２日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年７月31日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月１日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（職員の服務に関する規則の一部改正）

２　職員の服務に関する規則（平成７年規則第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（職員の給与に関する規則の一部改正）

３　職員の給与に関する規則（平成７年規則第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

４　初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成７年規則第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成21年７月31日規則第３号）

この規則は、平成21年８月１日から施行する。

附　則（平成24年12月20日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年２月７日規則第１号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和元年７月16日規則第３号）

この規則は、令和元年８月１日から施行する。

附　則（令和６年12月24日規則第２号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年５月29日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年２月９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則令和８年３月４日規則第５号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定による但馬広域行政事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第８条を改正する規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年10月６日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１の１（第６条関係）

在　職　期　間	日数
１月に達するまでの期間	２日
１月を超え２月に達するまでの期間	３日
２月を超え３月に達するまでの期間	５日
３月を超え４月に達するまでの期間	７日
４月を超え５月に達するまでの期間	８日
５月を超え６月に達するまでの期間	10日
６月を超え７月に達するまでの期間	12日
７月を超え８月に達するまでの期間	13日
８月を超え９月に達するまでの期間	15日
９月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え１年未満の期間	20日

別表第１の２（第６条関係）

在職期間		１月に達するまでの期間	１月を超え２月に達するまでの期間	２月を超え３月に達するまでの期間	３月を超え４月に達するまでの期間	４月を超え５月に達するまでの期間	５月を超え６月に達するまでの期間	６月を超え７月に達するまでの期間	７月を超え８月に達するまでの期間	８月を超え９月に達するまでの期間	９月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え１年未満の期間
斉一型短時間勤務職員の１週間の勤務日の日数	５日	２日	３日	５日	７日	８日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	４日	１日	３日	４日	５日	７日	８日	９日	11日	12日	13日	15日	16日
	３日	１日	２日	３日	４日	５日	６日	７日	８日	９日	10日	11日	12日
	２日	１日	１日	２日	３日	３日	４日	５日	５日	６日	７日	７日	８日
不斉一型短時間勤務職員の１週間当たりの勤務時間	30時間を超え31時間以下	１日	３日	４日	５日	７日	８日	９日	11日	12日	13日	15日	16日
	29時間を超え30時間以下	１日	３日	４日	５日	６日	８日	９日	10日	12日	13日	14日	15日
	28時間を超え29時間以下	１日	２日	４日	５日	６日	７日	９日	10日	11日	12日	14日	15日
	27時間を	１日	２日	４日	５日	６日	７日	８日	10日	11日	12日	13日	14日

	超え28時間以下												
	26時間を超え27時間以下	１日	２日	３日	５日	６日	７日	８日	９日	10日	12日	13日	14日
	25時間を超え26時間以下	１日	２日	３日	４日	６日	７日	８日	９日	10日	11日	12日	13日
	24時間を超え25時間以下	１日	２日	３日	４日	５日	６日	８日	９日	10日	11日	12日	13日
	23時間を超え24時間以下	１日	２日	３日	４日	５日	６日	７日	８日	９日	10日	11日	12日
	22時間を超え23時間以下	１日	２日	３日	４日	５日	６日	７日	８日	９日	10日	11日	12日
	21時間を超え22時間以下	１日	２日	３日	４日	５日	６日	７日	８日	９日	９日	10日	11日
	20時間を超え21時間以下	１日	２日	３日	４日	５日	５日	６日	７日	８日	９日	10日	11日
	19時間を超え20時間以下	１日	２日	３日	３日	４日	５日	６日	７日	８日	９日	９日	10日
	18時間を超え19時間以下	１日	２日	２日	３日	４日	５日	６日	７日	７日	８日	９日	10日
	17時間を超え18時間以下	１日	２日	２日	３日	４日	５日	５日	６日	７日	８日	９日	９日
	16時間を超え17時間以下	１日	１日	２日	３日	４日	４日	５日	６日	７日	７日	８日	９日
	15時間30分から16時間以下	１日	１日	２日	３日	３日	４日	５日	６日	６日	７日	８日	８日

別表第２（第９条関係）

特別休暇の種類	期間
骨髄等提供休暇	その都度必要と認める期間
ボランティア休暇	一の年度において５日の範囲内の期間
結婚休暇	５日の範囲内の期間
生理休暇	その都度必要と認める期間
不妊治療休暇	一の年度において５日（通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

妊娠中のつわり休暇	一の妊娠期間において６日の範囲内の期間
妊娠中の通勤緩和休暇	所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じ1時間を超えない範囲内で、あらかじめ時間の配分を定めたそれぞれ必要と認める時間
男性職員の育児参加休暇	７日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後の通院休暇	別表第３に定める回数において必要と認める時間
産前休暇	出産予定日の８週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から出産の日までの範囲内の期間
産後休暇	出産の日の翌日から８週間を経過する日までの範囲内の期間（産後６週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
育児休暇	１日２回それぞれ30分以内の期間
配偶者出産休暇	２日の範囲内の期間
忌引休暇	別表第４に定める範囲内において必要と認める期間
父母の祭し休暇	１日の範囲内の期間。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
夏季休暇	５日の範囲内の期間
子の看護等休暇	一の年度において５日(その養育する12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
短期介護休暇	一の年度において５日(要介護者が２人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

別表第３（第18条関係）

妊娠月数	回数
妊娠したと認められたときから妊娠６月まで	４週間に１回
妊娠７月から９月まで	２週間に１回
妊娠10月から分べんまで	１週間に１回
出産後１年まで	１回

備考

１　１月の日数は、28日とする。

２　医師等の特別の指示があった場合にあっては、その指示された回数とする。

別表第４（第23条関係）

死　亡　し　た　親　族	日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10日
父母	
子	

祖父母	５日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
孫	３日
兄弟姉妹	５日
曽祖父母	２日
おじ又はおば	３日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
父母の配偶者	３日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日）
配偶者の父母	５日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、10日）
子の配偶者又は配偶者の子	３日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日）
祖父母の配偶者	２日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日）
配偶者の祖父母	２日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、５日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	１日
配偶者の父母の兄弟姉妹	

備考　葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加算することができる。